

家

時

地

緑

日野市の
都市計画

街

水

望

米

1987

日野市立図書館 ☎81-7354



日野市の都市計画 1987

日野市立図書館蔵書印



遠い昔から人々の生活と文化を培ってきた丘陵地と多摩川。日野は緑と清流の自然に恵まれたまちです。

昭和10年代の頃まで田園地帯だったこの地域に工場が進出を始め、昭和30年代からの経済成長に伴って急速に都市化が進みました。今後は引き続き住宅都市として発展が約束されています。

今日、人間性をはぐくむ自然環境や文化性豊かなまちづくりを望む意識が定着する時代を迎えました。このため「緑と文化の市民都市」をめざす都市像として、道路、公園、下水道などの都市施設を充実するため市街地整備事業に積極的に取り組み、自然と人の調和したまちづくりを進めています。

昭和62年3月

日野市長 森田 喜美男

●目次

■日野市の概要

- 1. 位置・面積・人口……………2
- 2. 市域の変遷……………3
- 3. 地形・地質・気象……………4

■都市計画区域

- 1. 都市計画区域……………5
- 2. 都市計画の決定一覧表……………6

■土地利用計画

- 1. 市街化区域及び市街化調整区域……………8
- 2. 地域地区……………9
- 3. 地区計画等……………12

■道路交通計画

- 1. 交通情勢……………14
- 2. 都市計画道路……………14
- 3. 多摩都市モノレール計画……………16

■公園・緑地

- 公園・緑地……………18

■下水道計画

- 下水道……………22

■都市施設計画

- 1. 汚物処理・ごみ焼却場……………24
- 2. 河川……………24
- 3. 一団地の住宅施設……………25

■市街地開発事業

- 1. 土地区画整理事業……………26
- 2. 市街地再開発事業……………28

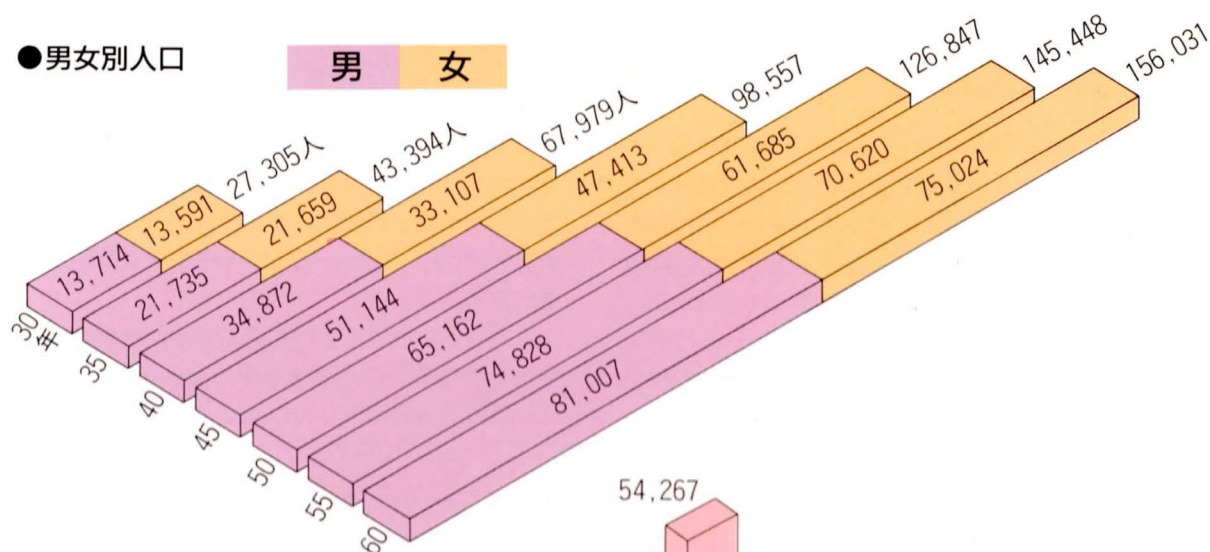
■日野都市計画図……………29



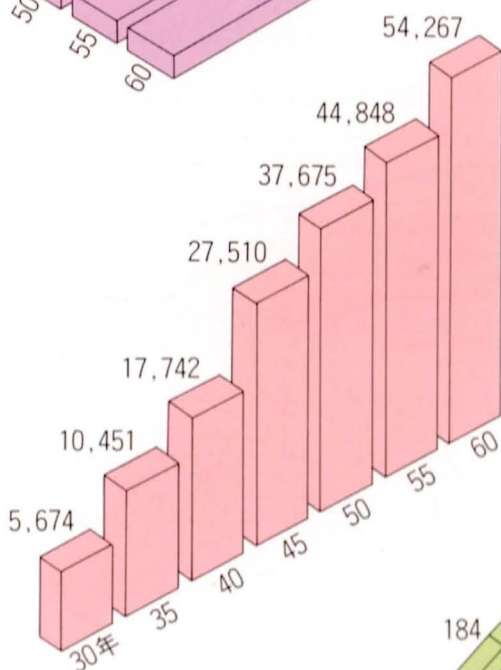
未来展望

Future Prospect

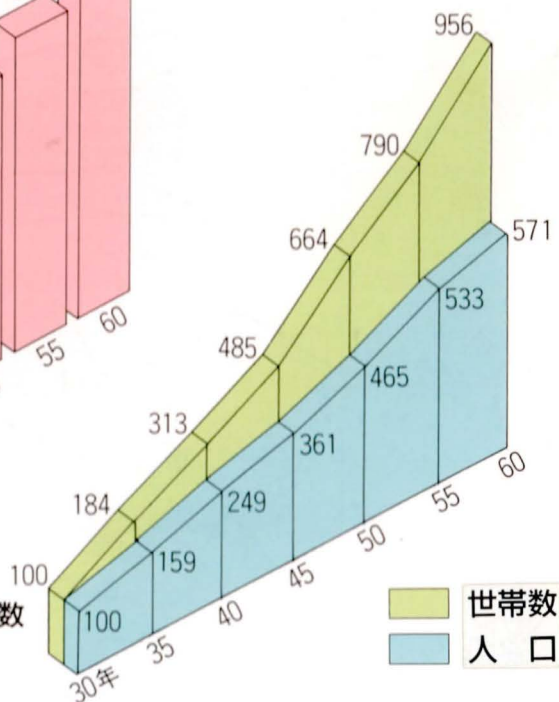
●男女別人口



●世帯数



●30年を100とする人口と世帯の指数



(各年10月1日現在、国勢調査より)

2. 市域の変遷

日野市は、比較的町制施行が古く既に明治34年桑田村を編入して日野町となっており、昭和10年代には日野ら社と呼ばれた大規模工場（オリエント時計、小西六写真工業、日野自動車工業、富士電機、神鋼電機）がつつぎに立地し、今日の日野市の基礎が形づくられました。また、昭和30年

代には中央線豊田駅の北側で日本住宅公団（現在の住宅・都市整備公団）施行による豊田土地区画整理事業がはじまり、都内有数の巨大団地である多摩平団地が造成され、これを契機として計画的な団地開発等が進み、急速に宅地化が進みました。

3. 地形・地質・気象

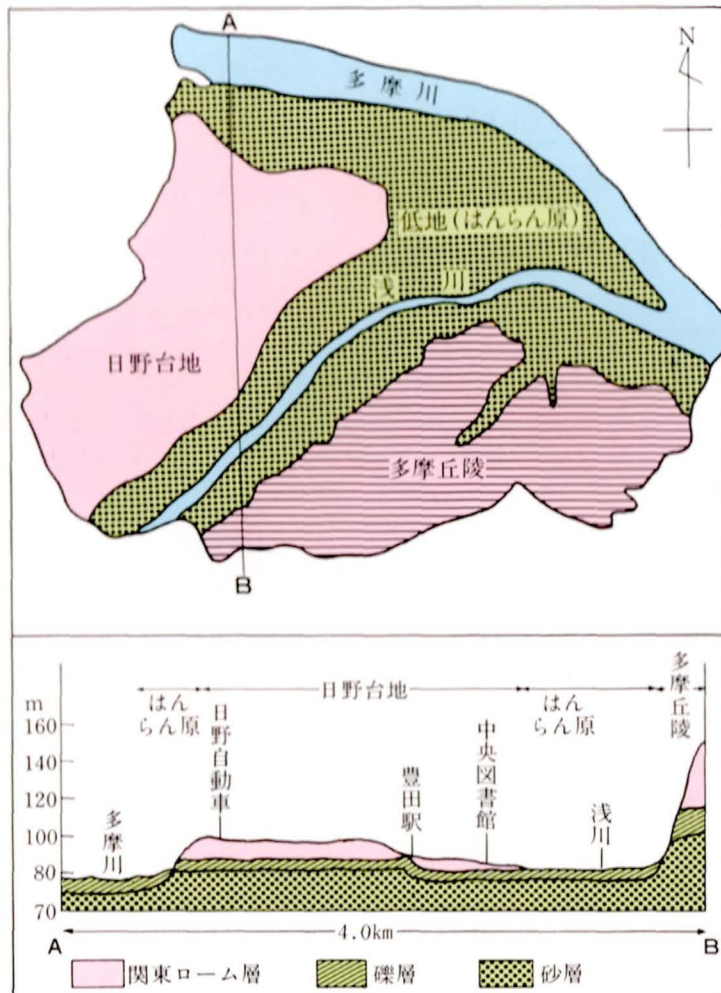
地形・地質

市内のほぼ中央を貫流する浅川と市の北側を西から東へ流れる多摩川が東南端で合流し、この流域に沖積低地が開けているほか、西北部には洪積土による台地（日野台地）が形成されています。また、南部においては多摩丘陵があり、この地から武蔵野の風景を一望のうちにさめることができます。

気 象

本市の年平均気温は14.1℃とやや温暖で、年間降水量の平均は1561mm。降水は梅雨および台風の影響で6月から10月に多く、表日本型気候を示しています。

風向は春から夏にかけて南南東系、秋から冬にかけて西北西系で、風速は年平均最大が5.2m/secで、風力階級3以下(5.5m/sec 未満)が大半です。





1. 都市計画区域

都市計画区域は都市計画を策定する場であり、地域的単位です。

本市の都市計画区域は、昭和33年2月に日野町（立川都市計画区域）と七生村（八王子都市計画区

域）が合併したため新たに独自の都市計画区域を定める必要が生じ、昭和36年8月に日野都市計画区域が指定され、その後昭和38年11月3日に市制を施行しました。

●都市計画区域の推移

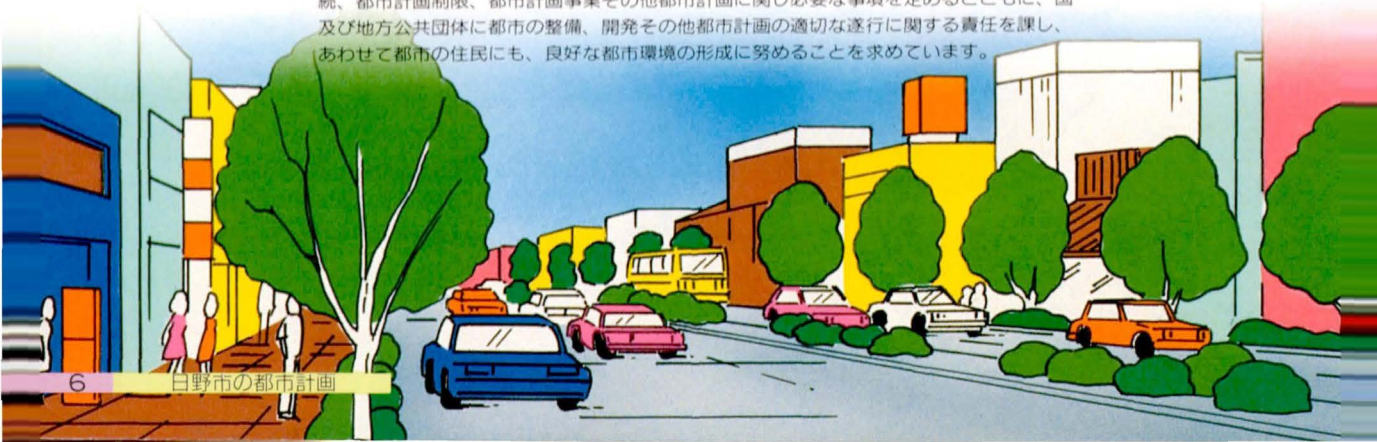
決定年月日	概 要	面積(ha)
S14.12.23	旧日野町が立川都市計画区域に指定される。	1,430
S16.5.30	旧七生村が八王子都市計画区域に指定される。	1,300
S36.8.29	旧日野町が立川都市計画区域より分離し、また旧七生村が八王子都市計画区域より分離し、日野都市計画区域に指定される。	2,730
S45.12.26	都市計画区域面積の見直しが行われる。	2,711



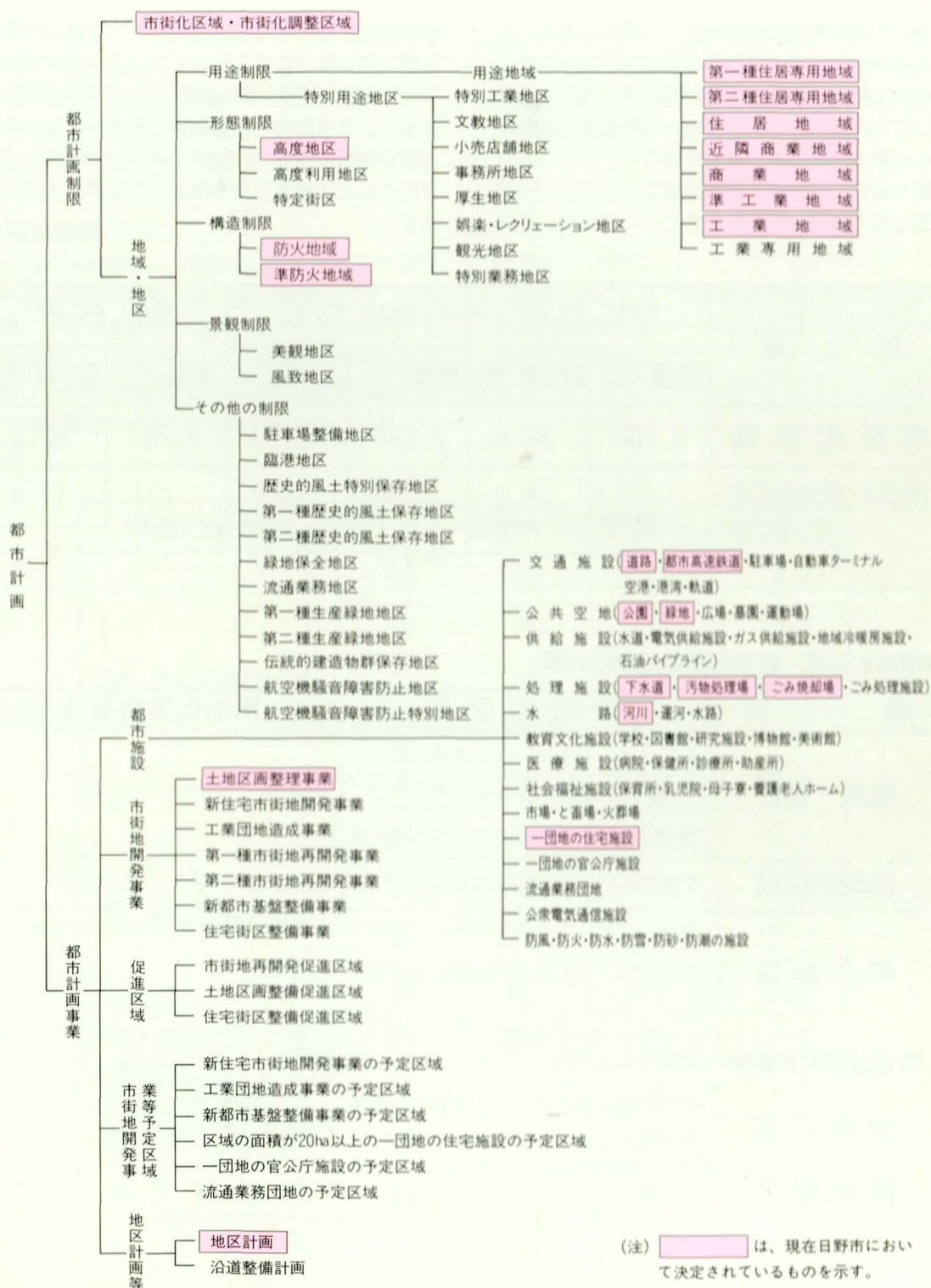
2. 都市計画の決定一覧表

種 別	決 定 事 項	摘 要
都 市 計 画 区 域	2,711ha	全 市 域
市 街 化 区 域	2,240ha	
市街化調整区域	471ha	河川部分 349ha
用 途 地 域	2,362.0ha	
高 度 地 区	2,213.0ha	
防 火 地 域	21.2ha	
準 防 火 地 域	752.4ha	
道 路	57,587m	25路線
都 市 高 速 鉄 道	220m	京王帝都電鉄京王線
公 園	95.44ha	29カ所
緑 地	274.3ha	3カ所
公 共 下 水 道	2,240ha	
流 域 下 水 道	2,368ha	3処理区
汚物処理・ごみ焼却場	2.9ha	1カ所
河 川	3,790m	2カ所
一団地の住宅施設	74.03ha	5カ所
土地区画整理事業	942.6ha	12カ所(組合施行含む)
地 区 計 画	139.1ha	2カ所

都市計画法は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保並びにこのための適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るべきことを基本理念として、昭和43年6月15日制定公布され、昭和44年6月14日から施行されました。この法律は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることにより、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としており、都市計画の内容、決定の手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体に都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に関する責任を課し、あわせて都市の住民にも、良好な都市環境の形成に努めることを求めています。



●都市計画の内容





1. 市街化区域及び市街化調整区域

現在の市街化の状況を見ると、電気、ガス、上下水道、道路等の公共施設が未整備な地域でも、地価の上昇により狭小宅地が無秩序に広がってきています。このようなスプロールを抑え、住みよい生活環境の都市をつくるためには、かぎりある財源を有効に使って、どの地域にどのような公共投資をして整備、開発を進めていくべきか、その

地理的な範囲を定め市街地としての整備、開発の目標を定めなければなりません。これが市街化区域及び市街化調整区域の制度です。市街化区域は、計画的に公共投資をして整備、開発を図り、逆に市街化調整区域は、市街化を抑制する区域として、原則として、開発行為や建築行為は禁止されています。

区 域	S45.12.26		S48.11.20		S56.5.27	
	面積(ha)	百分率(%)	面積(ha)	百分率(%)	面積(ha)	百分率(%)
市 街 化 区 域	2,222	82.0	2,222	82.0	2,240	82.6
市街化調整区域	489	18.0	489	18.0	471	17.4
計	2,711	100.0	2,711	100.0	2,711	100.0

●市街化区域・市街化調整区域の対照

種 別	市 街 化 区 域	市街化調整区域
意義・目的	公共投資の効率性、人口・産業の動向と土地利用の適切な配分を洞察しつつ、優先的かつ積極的に市街化すべき区域	当面市街化を抑制すべき区域
地域地区制	用途地域、その他必要な地域地区を定める	用途地域は原則として定めない
都市施設	道路、公園、下水道を一体的に定め、住居地については義務教育施設を定める	地域間連絡道路などを除き、原則として定めない
市街地開発事業	積極的に行う	行わない
開発行為	都市計画に適應し、一定の要件を具備する場合は許可する	原則として許可しない
農地転用	届出制	許可制

2. 地域地区

地域地区は、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画とともに、土地利用計画の重要な構成要素となるもので、住みよく、働きやすい都市環境と合理的な都市構造を確保しようとするものです。すなわち、地域地区は都市計画区域に

おける住居、商業、工業その他の建築物の用途、密度等を適正に配分することにより、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性及び快適性等の増進を目的として定められるものです。

●用途地域

現行の用途地域は、昭和45年の法律改正により第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の8種類で構成されており、各用途地域内ではそれぞれの設定目的に応じて建築基準法に基づく建築物の用途規制及び形

態規制が行われます。

本市においては、昭和48年11月、従来の用途地域の全面改正を行い、工業専用地域を除く7種類の指定がされています。

用途地域種別	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	百分率(%)
第一種住居専用地域	30	50	80.4	3.4
	30	60	427.1	18.1
	40	80	615.4	26.1
	50	100	467.7	19.8
	小 計		1590.6	67.4
第二種住居専用地域	40	100	5.0	0.2
	50	100	7.1	0.3
	60	200	374.8	15.9
	小 計		386.9	16.4
住 居 地 域	60	200	69.1	2.9
近 隣 商 業 地 域	80	200	38.1	1.6
商 業 地 域	80	400	21.2	0.9
準 工 業 地 域	60	200	107.1	4.5
工 業 地 域	60	200	149.0	6.3
合 計			2,362.0	100.0

種 別	性 格	種 別	性 格
第一種住居 専用地域	低層住宅に係る良好な住居環境を保護するため定める地域	商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
第二種住居 専用地域	中高層住宅に係る良好な住居環境を保護するため定める地域	準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域	工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住居に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域

●用途地域内の建物用途制限(○は建ててよいもの、×は建てられないもの)

種 別 建築物の用途		第一種住居 専用地域	第二種住居 専用地域	住居 地域	近 隣 商 業 地 域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域
住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿		○	○	○	○	○	○	○	×
兼用住宅で店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	×
上記以外の兼用住宅		×	○	○	○	○	○	○	×
幼稚園・小学校・中学校・高等学校		○	○	○	○	○	○	×	×
大学・高等専門学校・各種学校		×	○	○	○	○	○	×	×
図書館・博物館		○	○	○	○	○	○	○	×
神社・寺院・教会		○	○	○	○	○	○	○	○
巡査派出所・公衆電話所・一定規模以下の郵便局・電話局		○	○	○	○	○	○	○	○
養老院・託児所・公衆浴場・診療所		○	○	○	○	○	○	○	○
病 院		×	○	○	○	○	○	×	×
物品販売を営む店舗(百貨店を含む)、飲食店		×	○	○	○	○	○	○	×
上記以外の店舗・一般事務所		×	○	○	○	○	○	○	○
ボーリング場・スケート場・水泳場		×	×	○	○	○	○	○	×
まあじゃん屋・ぱちんこ屋・射的場		×	×	○	○	○	○	○	×
ホテル・モーテル・旅館		×	×	○	○	○	○	×	×
劇場・映画館・演芸場・観覧場		×	×	×	×	○	○	×	×
待合・料理店・キャバレー・バー・ダンスホール・特殊浴場		×	×	×	×	○	○	×	×
倉庫業倉庫・50㎡をこえる車庫(一定規模以下の附属車庫を除く)		×	×	×	○	○	○	○	○
自動車教習所・15㎡をこえる畜舎		×	×	○	○	○	○	○	○
パン屋・米屋・豆腐屋・菓子屋などの食品製造工場で小規模のもの		×	○	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で、危険性や環境悪化のおそれの極めて少ない業種のもの		×	×	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で、危険性や環境悪化のおそれの少ない業種のもの		×	×	×	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡をこえる工場で、危険性や環境悪化のおそれのややある業種のもの		×	×	×	×	×	○	○	○
危険性や環境悪化のおそれがある業種の工場		×	×	×	×	×	×	○	○
火薬類・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵又は処理施設 (貯蔵又は処理量によって)	極く少量	×	○	○	○	○	○	○	○
	少ない量	×	×	×	○	○	○	○	○
	やや多い量	×	×	×	×	×	○	○	○
	多 量	×	×	×	×	×	×	○	○
卸売市場・と畜場・火葬場・ごみ焼却場・汚物処理場		原則的には都市計画で位置の指定を受けなければ建築できない。ただし、一定規模以下のものは制限されない 一・二種住専、住居地域では卸売市場は禁止							

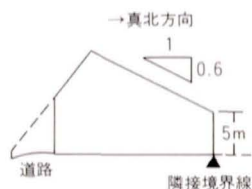
●高度地区

高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、土地利用の増進を図るため、建築物の

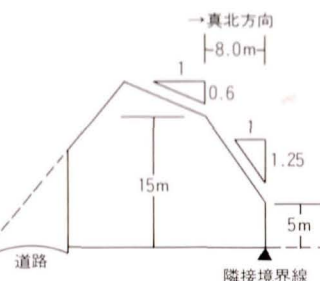
高さの最高限度又は最低限度を定める地区をいいます。

高 度 地 区	面積(ha)	百分率(%)	摘 要
第1種高度地区	1659.9	75.0	第一種住居専用地域・第二種住居専用地域・住居地域
第2種高度地区	531.9	24.0	第二種住居専用地域・住居地域・準工業地域・近隣商業地域
第3種高度地区	21.2	1.0	商業地域
合 計	2213.0	100.0	

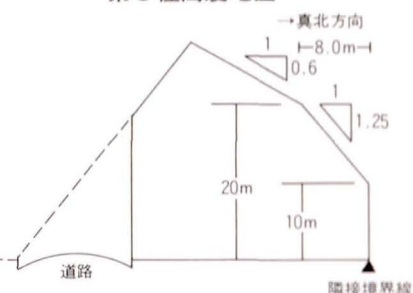
●第1種高度地区



●第2種高度地区



●第3種高度地区



●防火地域・準防火地域

近年都心地域では耐火建築物が増加しています。しかし、まだまだ木造建築物があるのが実状であり、このような市街地を火災から守るために防火

地域、準防火地域を指定し建築物の構造及び防災設備に必要な制限を行い、火災防止ならびに損害軽減をはかるものです。

防火地域・準防火地域	面積(ha)	百分率(%)	摘 要
防 火 地 域	21.2	2.7	商業地域
準防火地域	752.4	97.3	第二種住居専用地域・住居地域 近隣商業地域・準工業地域・工業地域
合 計	773.6	100.0	

●防火・準防火地域内の構造制限

地域	構造 規 模	耐火建築物としなければならないもの	簡易耐火又は耐火建築物としなければならないもの	防火構造としなければならないもの
防火地域	階 数	階 数 3 以上 の も の	左記以外のもの	(原則として木造) の建物は禁止されます
	延べ面積	100㎡をこえるもの		
準防火地域	階 数	階 数 4 以上 の も の	階 数 3 の も の	木 造 建 築 物
	延べ面積	1,500㎡をこえるもの	500㎡をこえ 1,500㎡以下のもの	

3. 地区計画等

●建築協定・地区計画

建築協定は、建築基準法に基づき住宅地としての良好な環境や商店街としての利便をより高度に維持・増進するための制度で、本市においては昭和48年より導入され、現在18地区で行われています。

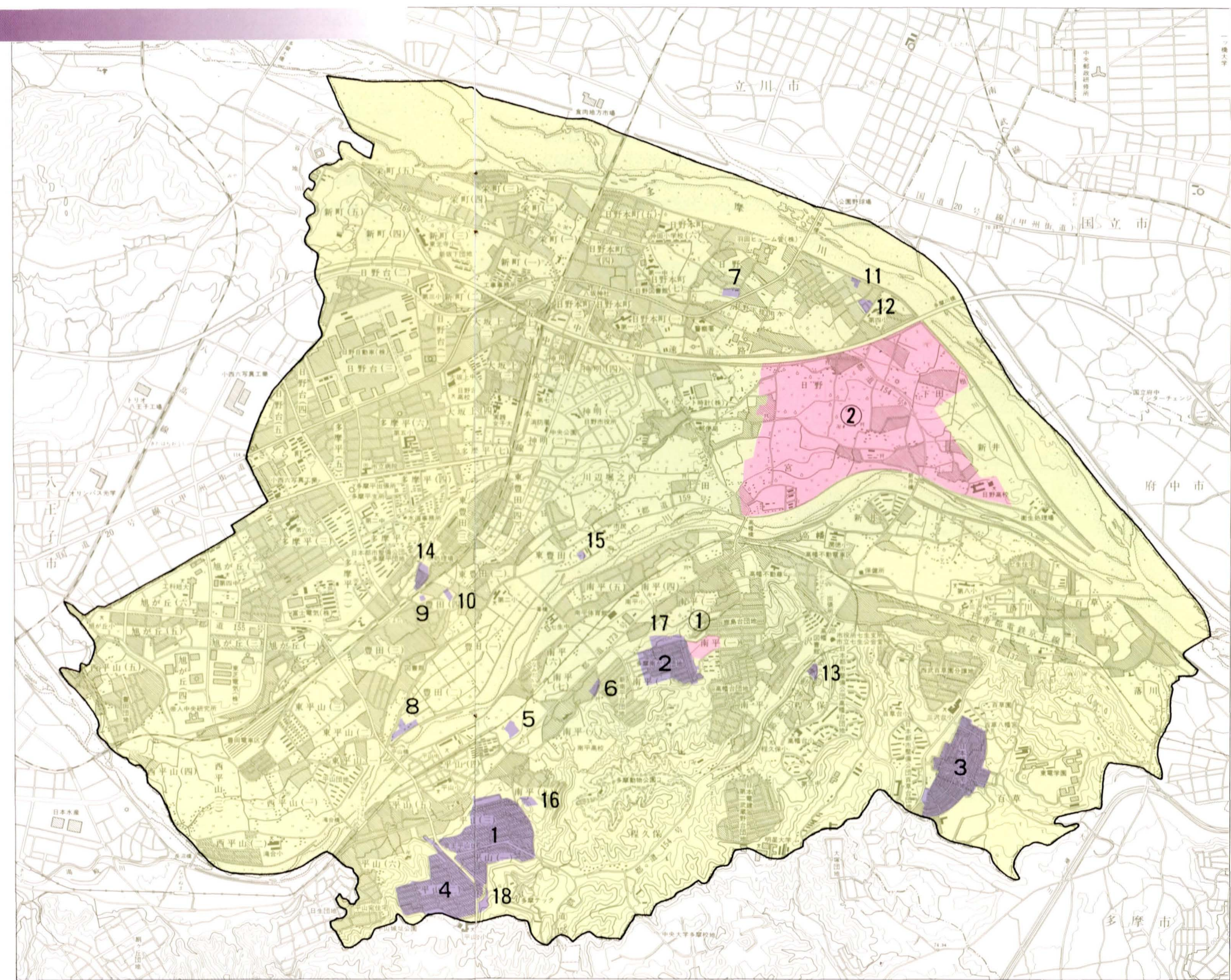
地区計画は、昭和55年5月の都市計画法の改正により、従来の都市計画の内容に加え第7番目の都市計画として追加されたもので、地区や街区を単位として道路・公園などの地区施設の配置・規模、建物の敷地・用途・形態や土地利用の制限などを都市計画として定めるもので、本市においては、昭和60年より導入され、現在2地区で行われています。

●建築協定

No.	名 称	面積(ha)	認可年月日
1	京王平山住宅地区建築協定	17.5	S48.7.5
2	多摩みなみ丘住宅地建築協定	6.7	S49.6.8
3	日本販売百草園住宅地建築協定	18.7	S49.10.5
4	京王平山二丁目住宅地建築協定	11.8	S50.1.8
5	清水・平住宅地建築協定	2.7	S52.12.21
6	日観ホーム富士見ヶ丘(第6次)住宅地建築協定	0.1	S53.2.6
7	建興社日野第一住宅地建築協定	0.2	S54.3.14
8	日野市豊田みどり住宅地建築協定	0.3	S54.5.19
9	豊田南住宅地建築協定	0.2	S54.12.8
10	丸増豊田住宅地建築協定	0.2	S54.7.19
11	木下日野多摩川住宅地建築協定	0.2	S54.8.25
12	四小前住宅地建築協定	0.5	S54.12.8
13	三栄程久保住宅地建築協定	0.3	S55.4.30
14	清水谷公園住宅地建築協定	0.6	S55.6.17
15	堀之内林蔭住宅地建築協定	0.2	S55.12.12
16	日鉱南平山西住宅地建築協定	0.3	S58.9.1
17	多摩みなみ丘第2住宅地建築協定	0.3	S59.12.10
18	京王平山住宅地区建築協定(その3)	0.5	S61.10.11

●地区計画

No.	名 称	面積(ha)	決定年月日
①	高幡鹿島台ガーデン54地区地区計画	2.4	S60.1.10
②	万願寺地区地区計画	136.7	S61.12.2





道路交通計画

1. 交通情勢

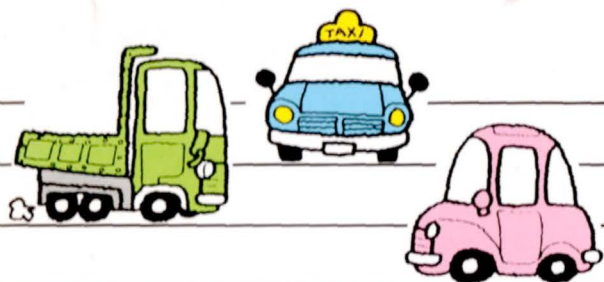
都心より約35kmの地にあり、鉄道については中央線及び京王線を利用できるので、都心などへの通勤や通学には便利な位置にあります。

市内の主要商業核は、日野駅、豊田駅、高幡不動駅周辺で、このうち未整備である豊田駅南口及び高幡不動駅周辺については現在、土地区画整理事業を進めています。また日野駅も利用者の増加や駅舎の老朽化により駅舎の整備が必要になって

います。本市の道路は中央自動車道及び国道20号線（甲州街道）が市の北部を東西方向に通過するほか、2本の主要地方道、6本の一般都道により主要な道路網を形成しています。しかし、浅川により、南北が分断されている地形や、急激な都市化に対する政策の遅れにより交通渋滞が起っており、幹線道路網の抜本的な整備が急務とされています。



▲2・2・6号線（平山橋）



▲1・3・3号線（豊田駅北口駅前広場）

2. 都市計画道路

道路は、自動車や歩行者の交通に使われるだけでなく、上下水道等の埋設物設置空間、防災・環境衛生等のうえから多目的の機能を持っており、都市の基盤となる施設です。

本市の都市計画道路は、昭和36年10月に20路線、延長47,950mが計画決定されました。その後、6路線の追加、1路線の廃止を行い、現在25路線、

延長57,587mが決定されています。

このうち整備は主に土地区画整理事業により行われ、全体の整備率は36.9%となっています。今後は日常化、広域化する道路混雑を緩和するため、整備の遅れている南北方向の道路網整備と国道20号日野バイパスの整備を進めていく必要があります。

●都市計画道路一覧表

番 号			名 称	幅 員 (m)	延 長 (m)	整 備 済延長 (m)	決定年月日	最終変更年月日	摘 要
等級	類別	一連 番号							
1	3	1	東京八王子線	28	6,690	0	S36.10.5	S60.12.16	事業中 2,702m (万) (豊)
1	3	2	谷田傘松線	22	2,640	1,890	S36.10.5	S39.10.23	
2	2	1	甲州街道線	16	4,410	0	S36.10.5	S46.11.9	
国 道 3 路 線 計					13,740	1,890			事業中 2,702m
(整備率 13.8%)									
1	2	1	程久保線	30	460	0	S39.10.23	S61.10.3	事業中 460m (街路事業)
1	3	3	豊田駅前奥原線	22	1,680	1,680	S36.10.5		交通広場 2,100㎡
1	3	4	百草府中線	33	1,100	0	S44.5.20	S60.6.17	
2	1	1	立川日野駅線	20	1,170	0	S36.10.5		
2	2	2	東常安寺高幡線	16	2,010	260	S36.10.5	S58.8.22	事業中 965m (万)
2	2	6	平山西大助線	16	3,830	3,830	S36.10.5	S52.11.4	
2	2	10	西常安寺谷田線	16	1,950	0	S36.10.5	S60.3.15	事業中 1,025m (街路事業)
2	2	11	東光寺平山線	16	10,390	3,643	S36.10.5	S61.3.17	事業中 1,576m (万) (高)
2	2	12	落川平山線	16	6,670	0	S36.10.5	S60.11.12	事業中 183m (高)
都 道 9 路 線 計					29,260	9,413			事業中 4,209m
(整備率 32.2%)									
2	1	2	豊田南口線	18	410	0	S36.10.5	S60.11.12	事業中 410m (豊)
2	1	3	西長沼線	18	1,530	1,190	S36.10.5		
2	1	4	姥久保北御越前線	18	1,140	1,140	S36.10.5		
2	2	3	宿裏八ヶ下線	16	3,280	1,920	S36.10.5	S60.11.12	交通広場 4,300㎡ 事業中 1,286m (豊)
2	2	4	宿裏線	16	460	460	S36.10.5	S51.7.13	交通広場 4,009㎡
2	2	5	南豊橋線	16	970	0	S36.10.5		事業中 351m (街路事業)(豊)
2	2	7	平山南平線	16	812	812	S36.10.5	S38.10.31	
2	2	8	平山長山線	16	1,735	970	S36.10.5	S38.10.31	
2	2	9	北御越前東光寺西線	16	660	0	S36.10.5	S45.12.22	
2	2	13	高幡不動駅前線	16	140	0	S60.11.12		交通広場 3,500㎡ 事業中 140m (高)
2	3	1	東大久保上原線	12	2,090	2,090	S36.10.5		
2	3	3	谷ノ上線	12	1,280	1,280	S46.11.26		
2	3	4	日野駅前線	12	80	80	S51.7.13		
市 道 13 路 線 計					14,587	9,942			事業中 2,187m
(整備率 68.2%)									
25 路 線 合 計					57,587	21,245			事業中 9,098m
(整備率 36.9%)									

※(万) 万願寺土地区画整理事業地内
(豊) 豊田南土地区画整理事業地内
(高) 高幡土地区画整理事業地内

3. 多摩都市モノレール計画

多摩地域の交通網は、鉄道・道路とも都心へ向う東西方向を中心に形成されているため、南北方向の交通網の整備が立ち遅れています。

さらに道路混雑も日常化しており、都市活動に大きな支障を与えています。

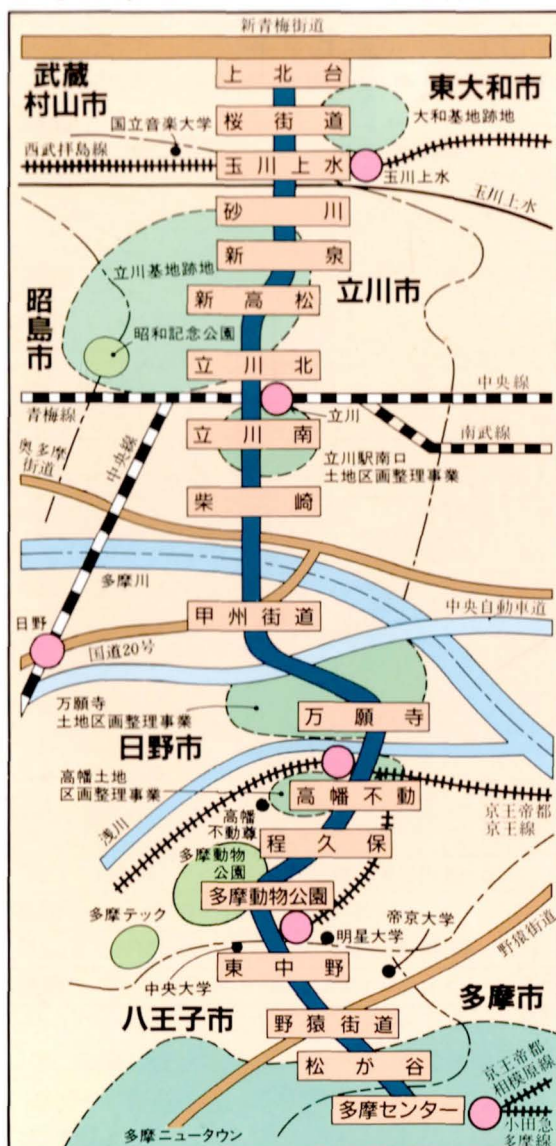
このために、都市活動を支える公共交通の整備拡充を積極的に図ることが必要であり、「多摩都市モノレール」の整備は其中でも重要なものです。

●計画の概要

予 測 乗 客 量	約17万人/日（昭和75年）
区 間	多摩センター～立川～新青梅街道
延 長	約16km
駅	18駅（平均約1km間隔）
構 造	高架構造
形 式	跨座型モノレール
運 転 所 要 時 間	多摩センター～新青梅街道間約35分
表 定 速 度	約30km/時
列 車 定 員	約400人/編成
車 両 編 成	4両/編成

「多摩都市モノレール」は、多摩センター～高幡不動～立川～新青梅街道間約16kmを結ぶもので、そのうち日野市内の延長は約6kmで5駅の設置が計画されており、多摩地域の南北方向の公共交通の充実をめざしています。なお、モノレール整備は約16kmを二期にわけ、JR立川駅付近～新青梅街道間約5kmを第一期着工区間とし、部分開業することとしています。

多摩都市モノレールルート計画



②駅名は仮称です。

都市モノレールとは

都市モノレールは、道路の上を高架で走り、都市空間を有効に利用する交通機関です。



モノレールは、多くの乗客を早く、定刻に目的地に運ぶことができ、道路混雑の解消に役立ちます。また、モノレールは、電気

を動力にゴムタイヤで走行するので、排気ガスは全くなく、騒音、振動も低くおさえられます。

モノレールの駅も道路上に設置されます。地域に密着した利用しやすい駅をめざしています。

●多摩都市モノレールの標準的な駅の完成予定図





1. 公園・緑地

公園・緑地は市民に休養とレクリエーションの場を提供し、都市の景観を整えさらに災害時には避難場所として不可欠の施設です。

本市は都市化の進む中で残された貴重な自然を守るため緑のマスタープランを作成し、これに基づき公園の整備や緑化事業を積極的に推進しています。

●公園

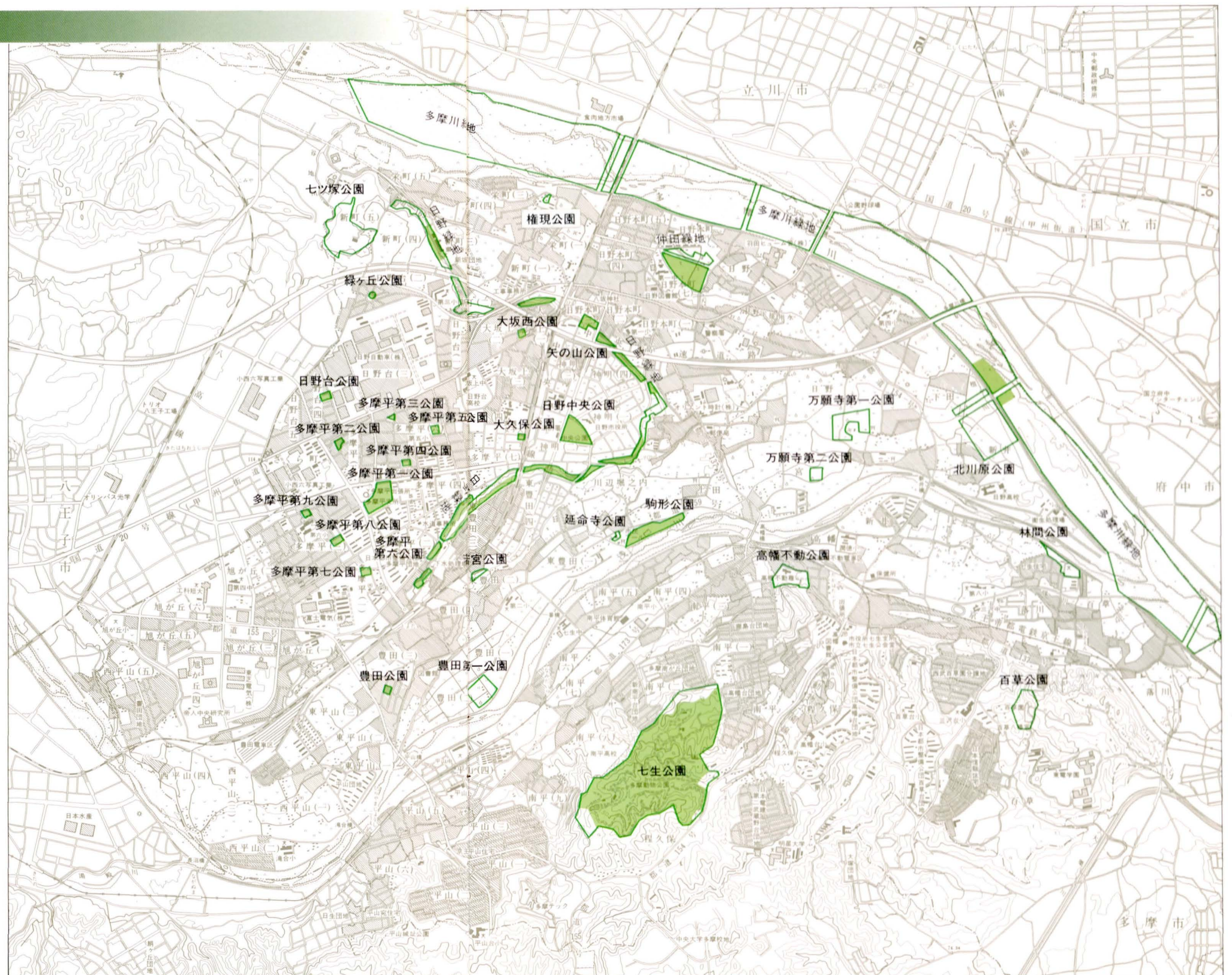
本市の都市計画公園は、七生公園（多摩動物公園）が昭和32年12月に、東京都市計画として計画決定され、その後、昭和36年10月に日野都市計画公園として、23ヶ所、面積24.21haが決定され、現在は29ヶ所、95.44haが決定されています。

●緑地

本市の都市計画緑地は、昭和36年10月に4ヶ所、面積40.7haの計画決定が行われました。その後、多摩川緑地が追加され、2緑地が公園に変更され現在3ヶ所、面積274.3haが決定されています。

●凡例

	計画決定
	供用



●公園総括表

種 別	計 画 決 定		供 用		摘 要
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
児 童 公 園	18	5.52	14	3.56	もっぱら児童の利用に供する。 誘致距離250m、標準面積0.25ha
近 隣 公 園	8	19.31	3	6.41	主として近隣に居住する者の利用 に供する。 誘致距離1 km、標準面積1 ha
総 合 公 園	2	17.10	0	0	都市住民全般の休息、観賞、散歩、 遊戯、運動等総合的な利用に供する。 標準面積10～50ha
特 殊 公 園	1	53.51	1	52.31	風致公園、動植物公園、歴史公園、 墓園等特殊な公園でその目的に則 し配置する。
合 計	29	95.44	18	62.28	(整備率65.3%)



▲日野中央公園

▼日野緑地(黒川公園)



●緑地一覧表

番号	名 称	計画決定面積(ha)	供 用 面 積	決定年月日	最終変更年月日	摘 要
1	仲 田 緑 地	6.0	3.9	S36.10.5	S54.8.9	市、国有地
2	日 野 緑 地	20.2	9.02	S36.10.5	S51.7.13	市、民有地
5	多摩川緑地	248.1	3.33	S46.7.9		国有地(河川敷)
合 計		274.3	16.25			(整備率5.9%)

●公園一覧表

番 号			名 称	計画決定 面積(ha)	供用面積 (ha)	決定年月日	最終変更年月日	摘 要
区分	規模	一連 番号						
2	2	1	多摩平第七公園	0.30	0.30	S36.10.5		市 有 地
2	2	2	多摩平第八公園	0.41	0.41	S36.10.5		市 有 地
2	2	3	多摩平第九公園	0.21	0.21	S36.10.5		市 有 地
2	2	4	多摩平第二公園	0.35	0.35	S36.10.5		市 有 地
2	2	5	多摩平第三公園	0.19	0.19	S36.10.5		市 有 地
2	2	6	多摩平第五公園	0.25	0.25	S36.10.5		市 有 地
2	2	7	多摩平第四公園	0.19	0.19	S36.10.5		市 有 地
2	2	8	多摩平第六公園	0.54	0.54	S36.10.5		市 有 地
2	2	9	日 野 台 公 園	0.40	0.29	S36.10.5		市 有 地
2	2	10	緑ヶ丘公園	0.10	0.10	S36.10.5		市 有 地
2	2	11	権 現 公 園	0.30	0	S36.10.5		民 有 地
2	2	12	矢 の 山 公 園	0.13	0.13	S36.10.5	S48.6.15	市 有 地
2	2	15	延 命 寺 公 園	0.40	0	S36.10.5		民 有 地
2	2	16	若 宮 公 園	0.35	0	S36.10.5	S60.11.12	事業中(豊田南土地区画整理)
2	2	17	豊 田 公 園	0.20	0.20	S36.10.5		市 有 地
2	2	18	大 坂 西 公 園	0.20	0.20	S39.10.23		市 有 地
2	2	19	大 久 保 公 園	0.20	0.20	S39.10.23		市 有 地
2	2	20	万願寺第二公園	0.80	0	S55.8.13		事業中(万願寺土地区画整理)
児童公園 計				5.52	3.56			(整備率64.5%)
3	3	1	日野中央公園	2.30	2.00	S36.10.5	S59.11.19	市 有 地
3	3	2	多摩平第一公園	2.61	2.61	S36.10.5		市 有 地
3	3	3	林 間 公 園	1.80	0	S36.10.5		千代田区立七生自然学園
3	3	4	百 草 公 園	2.60	0	S36.10.5		民 有 地
3	3	5	高幡不動公園	2.70	0	S36.10.5		民 有 地
3	3	6	駒 形 公 園	1.80	1.80	S43.9.28		国 有 地 (河川敷)
3	3	7	万願寺第一公園	3.00	0	S55.8.13		事業中(万願寺土地区画整理)
3	3	8	豊田第一公園	2.50	0	S60.11.12		事業中(豊田南土地区画整理)
近隣公園 計				19.31	6.41			(整備率33.2%)
5	4	1	七ツ塚公園	7.50	0	S36.10.5		民 有 地
5	4	2	北川原公園	9.60	0	S54.1.24		事 業 中
総合公園 計				17.10	0			(整備率0%)
8	7	1	七 生 公 園	53.51	52.31	S32.12.21	S41.2.25	都立多摩動物公園
特殊公園 計				53.51	52.31			(整備率97.8%)
合 計				95.44	62.28			(整備率65.3%)



下水道

下水道は、家庭や工場、事業所からの汚水を受け入れて衛生的に処理するとともに市街地から雨水を排除する機能を持っており、都市の健全な発

展と公衆衛生の向上、更には、多摩川・浅川等の公共用水域の水質保全を図るために最も必要な根幹的な都市施設です。

(1)公共下水道

本市の下水道は、昭和33年に豊田駅周辺（多摩平地区）の汚水、雨水132haを単独公共下水道として計画決定しています。その後、東京都が昭和55年に「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」を策定したことにより本市は多摩川流域下水道の南多摩・浅川・秋川処理区に含まれ、流域関連公共下水道として計画を行うこととなりました。これにより、昭和56年に南多摩・浅川処理区の区域を変更し、また昭和58年に秋川処理区を追加し、

現在2,240haが計画決定されています。

また、事業については豊田駅周辺（多摩平地区）の事業完了後、昭和57年に南多摩処理区11haを事業変更し、その後、浅川・秋川処理区の拡張を行い、現在は認可面積を1,435haとして事業を進めています。なお、下水道の普及状況は、現在、処理区域160ha、18,000人の汚水を処理し、人口に対する普及率は11%となっています。

●公共下水道計画の概要

処 理 区 名	全 体 計 画		事 業 認 可	
	計画面積(ha)	計画人口(人)	認可面積(ha)	計画人口(人)
南多摩処理区	232	18,000	232	18,000
浅 川処理区	1,611	160,000	806	77,975
秋 川処理区	397	33,000	397	33,000
合 計	2,240	211,000	1,435	128,975

日野市の下水道計画区域は、次の3つの処理区に分かれています。

(1)南多摩処理区

昭和57年度から事業が実施されている区域で、落川、百草の大部分が含まれ、ここの汚水は稲城市の南多摩処理場で処理されます。

(2)秋川処理区

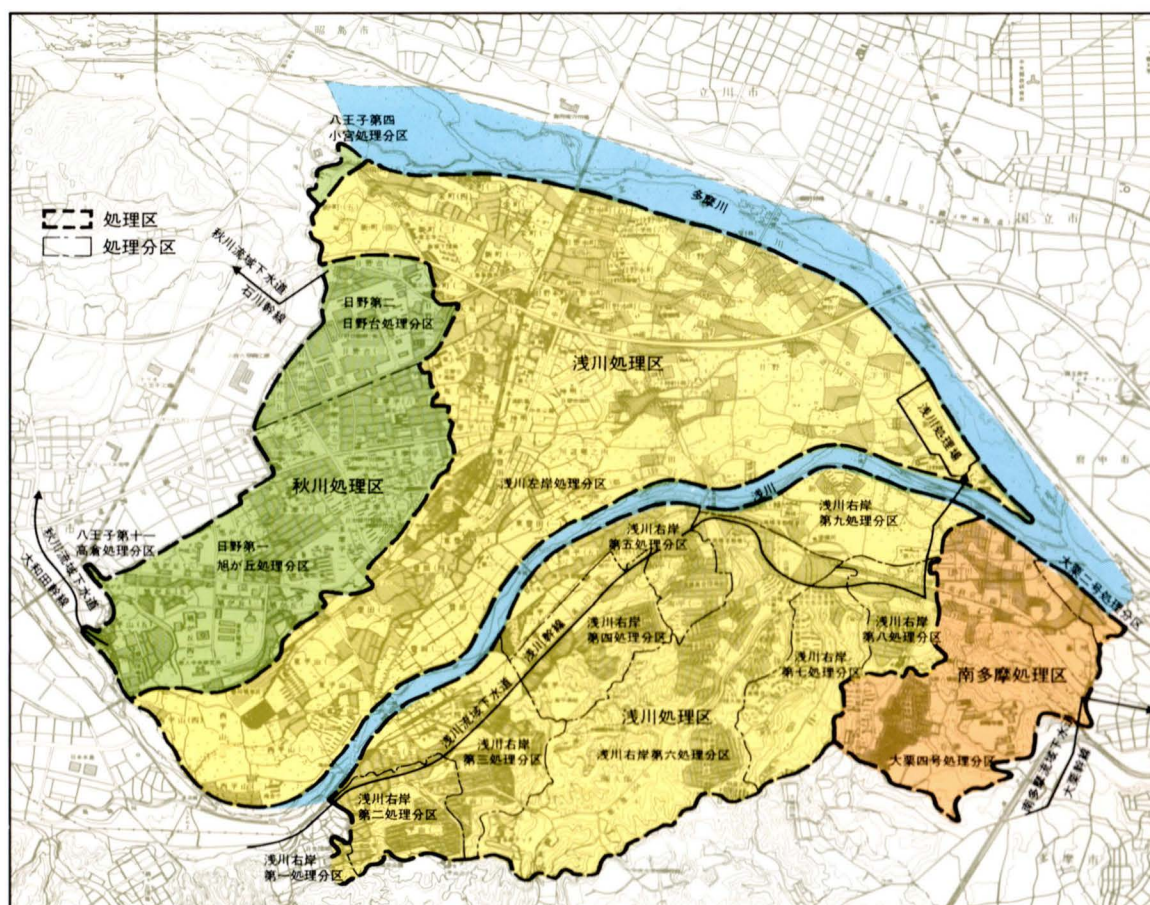
日野台、多摩平、旭が丘の区域で、ここの汚水は八王子市の八王子処理場で処理されます。なお、この区域内では、現在多摩平処理場が稼動中

ですが、将来は廃止して、秋川処理区に統合されます。

(3)浅川処理区

浅川右岸、左岸の地域で、日野市の大部分がこの処理区に含まれます。ここの汚水は多摩川と浅川の合流する地点の浅川処理場で処理されます。

なお、これらの処理区は地形等を考慮し、流域下水道への接続点ごとにさらに処理分区分けられます。



(2)都市下水路

本市は主に市街地の雨水等の排除を行うために、昭和48年に神明上都市下水路、昭和54年に黒川都

市下水路を計画決定し事業を行っています。

●都市下水路の概要

名 称	集水面積(ha)	幅員(m)	延長(m)	摘 要
神明上都市下水路	195	2.4～3.6	1,430	認可済
黒 川都市下水路	109	1.7～3.0	1,960	認可済 S58完成
合 計	304		3,390	



都市施設計画

1. 汚物処理・ごみ焼却場

快適で住みよい生活環境を守るために、廃棄物を適切に処理することは大きな課題です。この解決に向けて本市では、日野市クリーンセンターにおいて、市民生活から排出される廃棄物（ゴミ・し尿・污泥等）を資源の再利用化も踏まえた上で、衛生的かつ合理的に処理をしています。



日野市クリーンセンター▶

名 称	位 置	面積	処 理 能 力	決定年月日
日野市汚物処理 ・ごみ焼却場	大字新井及び 大字石田各地内	2.9ha	191kQ/日 240 t /日	S38.3.29

2. 河川

河川は市街地における雨水等の排除に大きな役割を果たすとともに都市の中のオープンスペースとして美観と情緒を添えるものです。本市では昭和43年9月に程久保川が第1号として計画決定され、昭和46年11月には谷地川が計画決定されました。



谷地川▶

名 称	起 点	終 点	幅 員(m)	延 長(m)	決定年月日	事業認可年月日
第1号程久保川	百草 (多摩川合流点)	程久保八丁目 (無名橋中心)	32.5~17.0	3,060	S43.9.3	S43.9.3
第2号谷 地 川	栄町五丁目	新町五丁目	50.0~37.0	730	S46.11.5	S46.12.23

3. 一団地の住宅施設

一団地の住宅施設は、都市計画によって恒久的な環境の良い住宅適地を選び、住宅の建設を公共公益施設の整備と一体として行うことにより、生活協同体としての機能を完備した住宅市街地を建設することを目的とするもので、住宅団地を建設するまでの土地の取得、宅地造成、住宅等の建築に至る一連の過程において、必要な措置を定めることにより、総合的、一貫的な事業を可能にし、住宅難の緩和を図ろうとするものです。

現在本市では5団地が計画決定され、すべて事業は完了しており、快適な住環境のなかで市民生活が営まれています。



高幡台団地▶

番号	名 称	位 置	面積	戸数	決定年月日	摘 要
1	平 山	東平山一丁目地内	7.53ha	830	S39.3.31	東京都住宅供給公社
2	新 井	新 井 地 内	3.3ha	470	S42.12.9	東 京 都
3	百 草	程久保・三沢・百草地内	26.4ha	1,468	S43.3.19	住宅・都市整備公団
4	高 幡 台	程久保・三沢各地内	35.1ha	1,760	S43.12.28	住宅・都市整備公団
5	西武百草園	百 草 地 内	1.7ha	130	S45.8.6	西 武 建 設



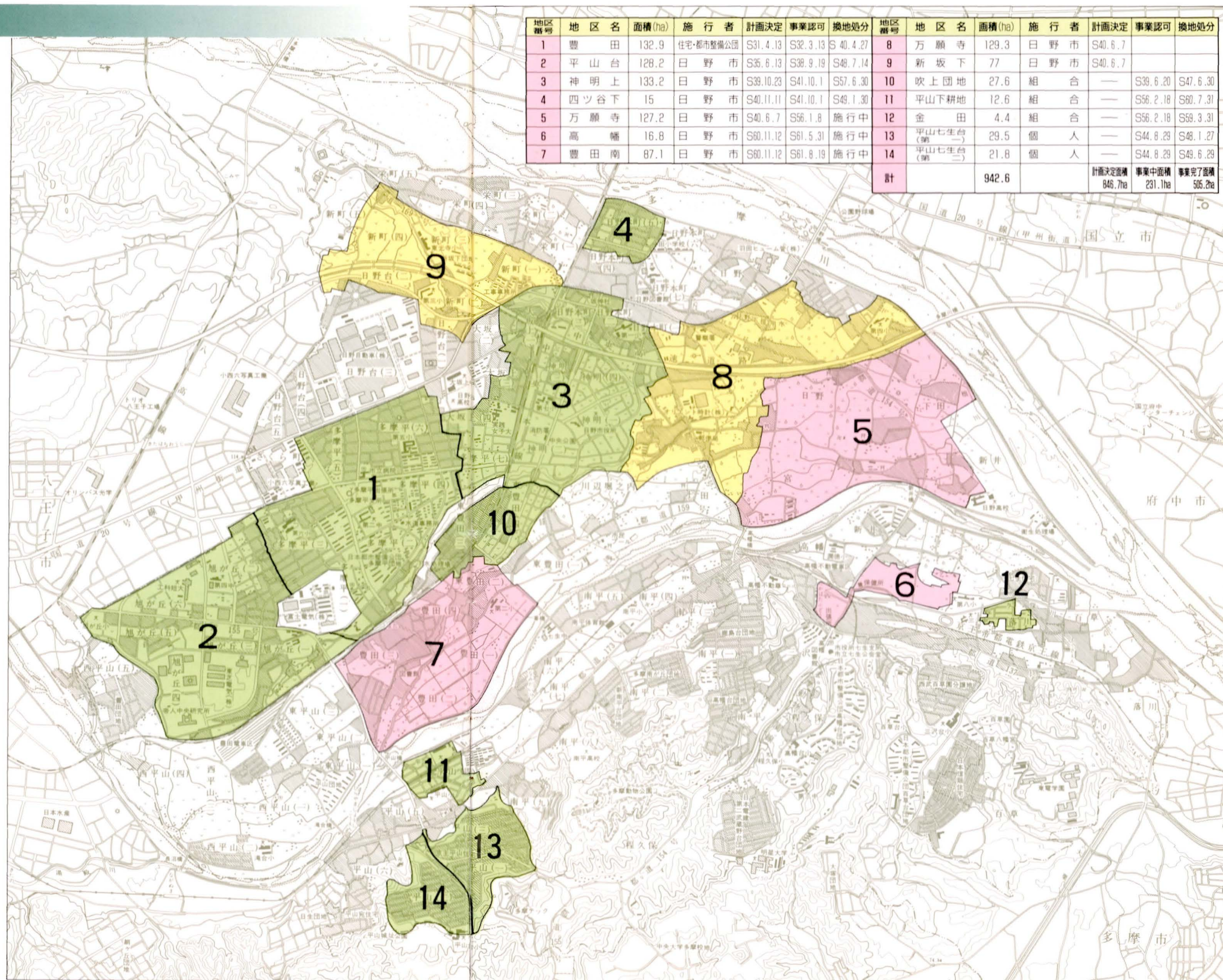
市街地開発事業

1. 土地区画整理事業

日野市では、「日野市基本構想」を基本理念として『まちづくり』を進めており、土地区画整理事業もその一環として道路、公園などの都市基盤を整備し、「緑と文化の市民都市」をめざし多くの事業を行っています。

土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、換地手法（土地の組み替え）によって土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行い、快適な生活環境の確保と都市機能を充実させるための重要な事業です。

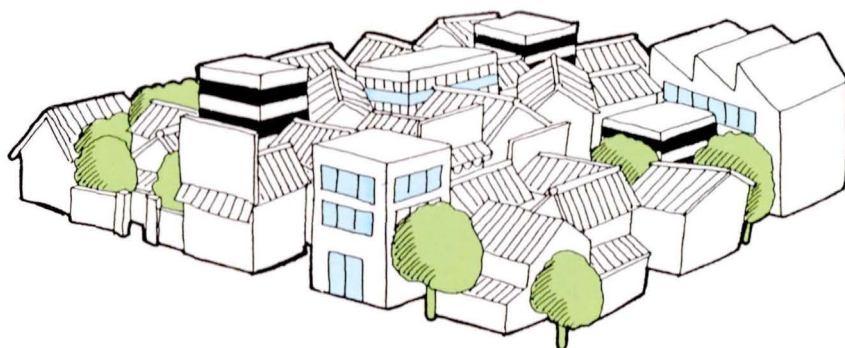
本市においては、施行済みの地区が9地区、施行中の地区が3地区あり、その面積はあわせて736.3ha、市街化区域面積の32.9%に及んでいます。さらに今後の予定地区として、既に計画決定されている万願寺、新坂下の2地区と現在調査を進めている西平山、下河内の2地区があります。



2. 市街地再開発事業

市街地再開発事業の目的は低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された敷地を広く統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園、広場、道路などの公共施設と、オープンスペースを確保することによって、快適で安全な都市環境を再生させようとするものです。本市においては、駅前

周辺の公共施設の整備についてはおもに、土地区画整理事業により基盤整備されつつありますが、今後商店街の活性化を図る上においても店舗を営んでいる人や居住している人が中心となった街づくりを育てる必要があります。

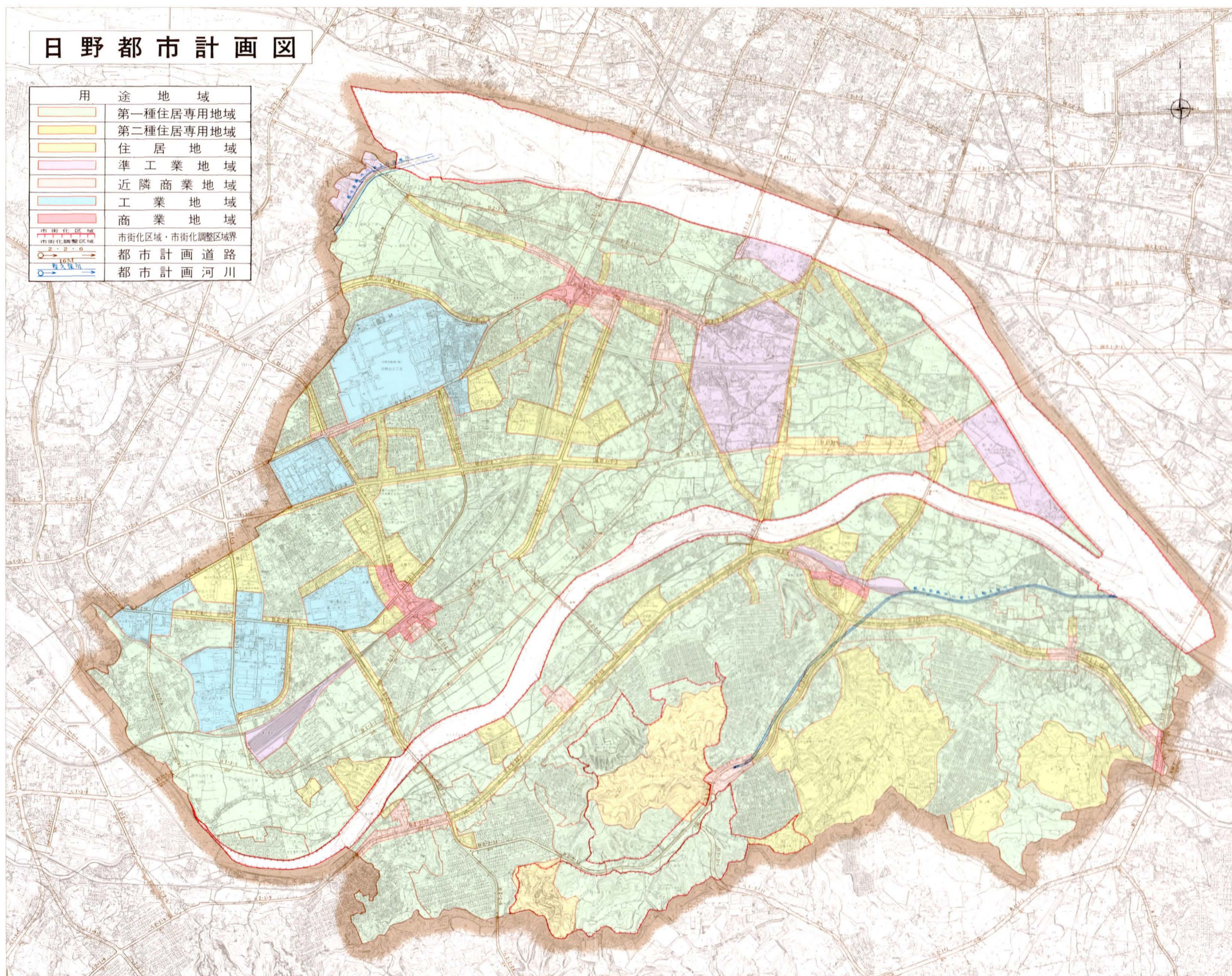


建物の共同化



広場の整備

用	途	地	域
	第一種住居専用	地域	
	第二種住居専用	地域	
	住	居	地 域
	準	工 業	地 域
	近 隣	商 業	地 域
	工	業	地 域
	商	業	地 域
	市街化区域、市街化調整区域	境界	
	第一種、第二種	都 市	計 画 道 路
	河川	都 市	計 画 河 川



次に記した日までに返して下さい。

お問合せ・ご連絡は

中央図書館	電話代	81-7354
ひまわり号	電話	81-4744
多摩平児童図書館	電話	91-7322
高幡図書館	電話	84-0467
日野図書館	電話	83-2561
社会教育センター図書館	電話	91-7772
平山図書館	電話	91-7309
百草台児童図書館	電話	85-1111
市政図書室(市役所内)	電話呼	(内490)

内図M-31-8(80×120) 上

片内印刷

日野市の都市計画
1987

発行 日野市都市整備部都市計画課

〒191 日野市神明1-12-1

TEL 0425-85-1111

発行日 昭和62年3月



●市章 昭和38年11月3日制定
日野市の市章は、日野の日の字
を丸くして、炎の如く燃えさか
り発展する様を象徴している。

花

道